特定建設作業一覧表

1 騒音に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	騒音規制法	兵庫県条例	備考
くい打機又はくい抜機を使用する作業	1		もんけん、圧入式くい打機を除く
アースオーガと併用してくい打機を使用する作業		1	もんけんを除く
くい打くい抜機を使用する作業	1		圧入式くい打くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業	2	2	
さく岩機を使用する作業	3	3	作業地点が連続的に移動する作業で、1日における 当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える 作業を除く
空気圧縮機を使用する作業	4	4	電動機を使用するものを除く 原動機の定格出力が15kw未満のものを除く
コンクリートプラントを設けて行う作業	5	5	モルタル製造用を除く 混練容量が0.45m3未満のものを除く
アスファルトプラントを設けて行う作業	5	5	混練容量が200kg未満のものを除く
バックホウを使用する作業	6		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が80kw以上のものに限る
トラクターショベルを使用する作業	7		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものと して環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が70kw以上のものに限る
ブルドーザーを使用する作業	8		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものと して環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が40kw以上のものに限る
ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業(法対象となるもの以外に限る)		6	工事現場において建設資材を運搬する場合、その他 掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬もしくは鉄球を使用して行う破壊作業		7	

[※]実施する特定建設作業が、騒音規制法及び兵庫県条例(兵庫県環境の保全と創造に関する条例)両方に該当する場合は、法律に基づく届出を提出してください。

2 振動に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	振動規制法	兵庫県条例	備考
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 を使用する作業	1	1	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式く い打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	2	2	
舗装版破砕機を使用する作業	3	3	作業地点が連続的に移動する作業で、1日における - 当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える 作業を除く
ブレーカーを使用する作業(手持式のものを除く)	4	4	

[※]実施する特定建設作業が、振動規制法及び兵庫県条例(兵庫県環境の保全と創造に関する条例)両方に該当する場合は、法律に基づく届出を提出してください。